

国体競技の特別規則

第1項 ジャイアントスラローム競技のグループについて

(1) 各グループの人数

各グループの人数は、原則として15名ずつであるが、本項第5号の上位グループ指定の計算等により決定する。

(2) グループの数

各部とも各都道府県の出場枠の最高によるグループ数に、次に掲げる1又は2グループを増やす。

成年男子	A	$3 + 2 = 5$ グループ
	B	$3 + 2 = 5$ グループ
	C	$3 + 2 = 5$ グループ
成年女子	A	$3 + 2 = 5$ グループ
	B	$2 + 1 = 3$ グループ
少年男子		$6 + 2 = 8$ グループ
少年女子		$4 + 2 = 6$ グループ

(3) 上位グループの指定

競技会の円滑な運営を図るため、次のグループについては、本項第5号の計算によりS A Jが指定する。

成年男子	A	=	第1グループ、第2グループ
	B	=	第1グループ、第2グループ
	C	=	第1グループ、第2グループ
成年女子	A	=	第1グループ、第2グループ
	B	=	第1グループ
少年男子		=	第1グループ、第2グループ
少年女子		=	第1グループ、第2グループ

(4) 各グループにおけるエントリー制限

① S A Jが指定する前号の各グループには、同一都道府県からは、次の人数を最高とする。

成年男子	A = 2	B = 2	C = 2
成年女子	A = 2	B = 1	
少年男子	= 4		
少年女子	= 3		

② 前第3項のS A J指定グループ以外の各グループには、各都道府県とも1名ずつエントリーすることができる。ただし、前第3項のS A J指定グループに出場権を得た都道府県は、残りの競技者を指定外グループの上位グループより1名ずつエントリーすることができる。

(5) 計算方法

① 第1グループに入る都道府県の数、前回と前々回の1位から15位までに入った選手数の合計を出し、さらに平均値を算出する。ただし、平均値に小数点以下の端数が出たときは全て切り上げる。

② 第2グループは同様に16位から30位までを計算する。

③ ①及び②の計算により、グループの制限数を超えた場合は、超えた数を次のグループに繰り入れる。ただし、各グループとも制限数を超えることはできない。

(6) ドロー

① 各グループのドローはOC及びTD立ち会いのもとに予備ドローを行い、その結果（仮スタート番号）を各都道府県に告知しなければならない。

② 各グループのドローで、前号により次グループに繰り越された場合、ドローは次のようにして行う。

- ・ 指定グループに繰り越された場合は、そのグループで一括ドローを行う。

- ・ 指定グループから指定外グループに繰り越された場合は、繰り越されたもののみをドローし、そのグループの早い番号を与え、次いでそのグループに1名ずつの権利を有する指定外の都道府県をドローし、前者に続く番号を与える。

(7) スタート番号

① 都道府県は、参加申込書の仮スタート番号欄に、与えられた仮スタート番号を必ず記載しなければならない。

② 予め抽選された仮スタート番号順に各都道府県の選手名を当てはめて、空欄を詰めてスタート番号を決定する。

③ 全日本選手権大会等と異なり、海外派遣選手などの特典はすべてない。

第2項 ジャイアントスラローム競技についての特別規則

(1) 競技は1本レースとする。ただし、標高差は300m以上とすることが望ましい。

(2) 他の公認大会と異なり、同じグループ内でも後発競技者が先発競技者をコース途中で抜く可能性もあり、次の方法により抜かれようとする競技者に警告を発する。

① 旗門審判員は、抜かれようとする競技者に、後発競技者が近づく危険のあることを知らせる。

② 警告された競技者は、危険であるので直ちに後発競技者にコースを譲らなければならない。

第3項 クロスカントリー競技、スペシャルジャンプ競技及びコンバインド競技のスタート順について

(1) 3種目とも、1都道府県の種別（部別）最高出場者数と同じグループに分け、各都道府県は各グループに1個のスタート番号を得る権利がある。

(2) 各グループの人数は、参加する都道府県の数によって決まる。したがって、各グループの人数は一定しない。

(3) クロスカントリー競技、スペシャルジャンプ競技及びコンバインド競技もジャイアントスラローム競技同様に、各グループともOC及びTDの立ち会いのもとに予備ドローを行い、その結果（仮スタート番号）を各都道府県に告知しなければならない。

(4) 参加する各都道府県は、参加申込書の仮スタート番号欄に、与えられた仮スタート番号を必ず記載しなければならない。与えられた仮スタート番号の選択は、その都道府県の権利である。

予め抽選された仮スタート番号順に各都道府県の選手名を当てはめ、空欄を詰めてスタート番号を決定する。ただし、クロスカントリー競技は次号により最終のスタート番号が決定される。

(5) クロスカントリー競技のスタート順は、前号によるものの、各グループ内において未登録者（SAJ競技者管理登録）、ノーポイント者、ポイント取得者の順に分け、ポイント取得者のみポイント成績逆順に並び替えてスタート順とする。

第4項 クロスカントリー競技及びコンバインド競技の距離及び走法

(1) クロスカントリー競技の距離及び走法は、成年男子A、B及び少年男子は、10kmのクラシカルとし、成年男子C及び女子は、5kmのクラシカルとする。

(2) コンバインド競技クロスカントリーの距離及び走法は、成年男子A及び少年男子は、10kmフリー、成年男子Bは、5kmのフリーとする。

(3) リレー競技の距離及び走法は、成年男子及び少年男子は10km×4のフリーとし、女子は5km×4のフリーとする。ただし、女子は、走者4名の内2名以上は少年女子とし、第一走者及び第二走者を少年女子とする。

第5項 クロスカントリー競技及びコンバインド競技のスタート方法について

(1) クロスカントリー競技のスタート間隔は、30秒のダブルスタート又は、15秒のシングルスタートとする。

(2) コンバインド競技のクロスカントリーを単独で行う場合のスタート方法は、グンダーセン方式とするが、やむを得ない場合は15秒間隔でスタートさせてもよい。

第6項 グループのスタート順について

(1) ジャイアントスラローム競技は、第1グループ、第2グループ・・・・の順とする。ただし、グループは、シード順とする。

(2) クロスカントリー競技及びコンバインド競技のクロスカントリーは、ジャイアントスラローム競技の逆順とする。ただし、クロスカントリー競技については、ジュリーの判断により、グループ順を入れ替えることができる。

(3) スペシャルジャンプ競技及びコンバインド競技のジャンプは、前号と同様とする。

第7項 リレー競技について

RCの判断により、運営時間を短縮する方法を講じてもよい。

第8項 全競技種目が終了しない場合の総合順位の設定について

天候などにより全競技種目が終了できなかった場合は、終了した種目の合計得点によって男女総合の順位及び女子総合の順位を決定する。

第9項 競技規則の適用について

SAJ競技規則によるが、大会要項が優先する。

第10項 本規則の改廃

本規則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成29年11月23日 改正